

## 香取広域市町村圏事務組合と成田市の一般廃棄物 最終処分場の管理及び運営に関する事務の委託に 関する規約

平成 24 年 3 月 30 日

告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、成田市の一般廃棄物最終処分場に関する事務の管理及び執行を香取広域市町村圏事務組合に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第 2 条 成田市は、次に掲げる施設の管理及び運営に関する事務の管理及び執行を香取広域市町村圏事務組合に委託する。

- (1) 伊地山一般廃棄物最終処分場
- (2) 第二伊地山一般廃棄物最終処分場（平成 24 年 3 月 31 日までの間に埋立処分を行った部分に限る。）

(管理及び執行の方法)

第 3 条 前条に規定する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、香取広域市町村圏事務組合の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第 4 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、第 2 条各号に掲げる施設の廃止までの間は、成田市負担とする。

2 成田市負担すべき経費の額は、各年度において、次の各号に掲げる事務の区分に応じた管理及び執行に要した経費の額に、当該各号に定める負担割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額）を合算した額とする。委託事務の管理及び執行に係る突発的事項、大規模改修等が発生した場合についても、同様とする。

- (1) 第 2 条第 1 号に掲げる施設の管理及び運営に関する事務 100 分の 27.19

(2) 第2条第2号に掲げる施設の管理及び運営に関する事務 100分の12.62

3 前項の成田市負担すべき経費の納付の時期は、香取広域市町村圏事務組合管理者(以下「管理者」という。)が成田市長と協議して定める。この場合において、管理者は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類(事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。)を成田市長に送付しなければならない。

第5条 各年度において、委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、成田市負担すべきものに対し、成田市が香取広域市町村圏事務組合に納付した額に過不足があるときは、翌年度に成田市負担すべき経費の額において調整するものとする。

(予算の計上)

第6条 管理者は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、香取広域市町村圏事務組合歳入歳出予算において計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 管理者は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を成田市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 管理者及び成田市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第9条 管理者は、委託事務の管理及び執行について適用される香取広域市町村圏事務組合の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、あらかじめ成田市長に通知しなければならない。

第10条 管理者は、委託事務の管理及び執行について適用される香取広域市町村圏事務組合の条例等の全部又は一部を改正した場合においては、直ちに当該条例等の改正の内容を成田市長に通知しなければならない。

2 成田市長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに同項の条例等の改正の内容を公表しなければならない。

(委託事務の廃止等)

第11条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、管理者がこれを決算する。この場合におい

香取広域市町村圏事務組合と成田市の一般廃棄物最終処分場の管理及び運営に関する事務の委託に関する規約

て、決算に伴って生ずる剰余金等の処分は、管理者と成田市長との協議により定めるものとする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、管理者と成田市長の協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 成田市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する香取広域市町村圏事務組合の条例等が成田市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。